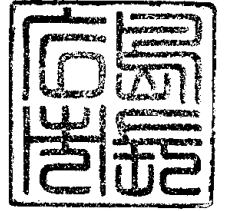


広 議 総 第 4 号
平成 21 年 2 月 3 日

広島市監査委員 様

広島市長 秋 葉 忠 利



包括外部監査の結果報告に添えられた意見に基づく対応について（通知）

このことについて、別紙のとおり報告します。



平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 補助金に係る事務の執行状況

項 目 政務調査費 (1) 領収書の添付について

意 見 の 要 旨	
住民の政務調査費の使途への情報公開の要求の高まりを見ると平成 13 年の条例施行当時とは環境が大きく変わっていること、政務調査費の使途をチェックするためには領収書が必要であることを勘案すると、条例、規則を改正し、収支報告書への領収書の添付を義務付けるとともに領収書は市民の請求があれば閲覧できるようにすることが望ましいと考える。	
対 応 結 果	
市議会においては、平成 18 年度 (2006 年度) 交付分からは、1 件当たりの金額が 5 万円以上の支出（人件費・事務所費を除く）に係る領収書等の写しを収支報告書に添えて提出することとした「広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例」の一部改正が行われた。 さらに、平成 20 年度 (2008 年度) 交付分からは、全ての支出に係る領収書等の写しを収支報告書に添えて提出することとした同条例の一部改正が行われた。 これにより、提出された領収書等の写しについては、情報公開条例に基づく公文書となり、請求があれば閲覧等が可能となり、使途の透明性の向上が図られた。	

項 目 政務調査費 (2) 経理簿について

意 見 の 要 旨	
経理簿は電磁データで作成すれば、事務負担が軽減され有効であると考え。電磁データの導入に合わせて、経理簿の様式について統一することが望まれる。	
対 応 結 果	
経理簿の電磁データでの作成及び統一様式について、会派へ強制できるものではないと考えるが、経理簿については、電磁データで作成できるよう、様式を会派へ提示し電磁データでの作成を依頼した (平成 20 年 (2008 年) 12 月 25 日)。	

項 目 政務調査費 (3) 内部統制について

意 見 の 要 旨
現在、会派職員が1名の会派がほとんどであり、当該職員が入出金される通帳、銀行届出印の保管、経理簿の記帳をしており、内部統制が存在していない状況となっている。 会派職員が1名の場合は、経理責任者が2～3ヶ月に一度、不定期に通帳残高と経理簿残高を照合することにより、事後的に統制が機能する体制とする必要がある。
対 応 結 果
市議会においては、政務調査費について、平成20年度(2008年度)から第三者機関を設置し、税理士による領収書等の審査を行っており、経理簿や預金通帳についても審査対象としている。 また、議会事務局において会派職員勉強会を開催し、会派職員が複数の場合は、互いに役割を決め、経理簿と通帳をチェックするなど、会派職員が1人の場合は、経理責任者のチェックを受けるなど、内部統制について改めて周知した(平成20年(2008年)12月25日)。

項 目 政務調査費 (4) 政務調査費の使途基準について

意 見 の 要 旨
具体的な使途基準を作成するのが難しいのであれば、少なくとも政務調査費を使用できない支出を具体的に列挙して各会派に通知する等の措置を講じて、使途基準の明確化を図る必要があると考える。
対 応 結 果
市議会においては、①支出に当たっての基本的留意事項、②支出が不適切な事例、③具体的な使途例等を内容とする「広島市議会政務調査費運用マニュアル」が策定され(平成19年(2007年)6月)、使途基準の明確化が図られた。

項 目 政務調査費 (5) 領収書の帰属期間について

意 見 の 要 旨
前年度の領収書を当該年度の政務調査費に充当しないようにする必要がある。
対 応 結 果
会計年度所属区分の考え方については、「債権債務の発生時点を捉えて年度所属を決める方法(発生主義)や現金の授受がなされた時点を捉えて年度所属を決める方法(現金主義)のいずれを採用してもよい。しかしながら、公会計や企業会計で発生主義が主流であることから、政務調査費についても、原則として、債権債務の発生時点を捉えて年度区分を決める発生主義の年度所属が望ましい」旨の弁護士の見解を踏まえ、会派職員勉強会を開催し、改めて年度所属に誤りがないよう、周知徹底した(平成20年(2008年)12月25日)。 なお、市議会においては、政務調査費について、平成20年度(2008年度)から第三者機関を設置し、税理士による領収書等の審査を行っており、会計年度の所属区分についても審査されている。